

## 年間医療費のお知らせ発行時期変更について

「年間医療費のお知らせ」につきまして、確定申告に利用されるケースが増えてきたことから、以下の通り発行時期を変更いたします。

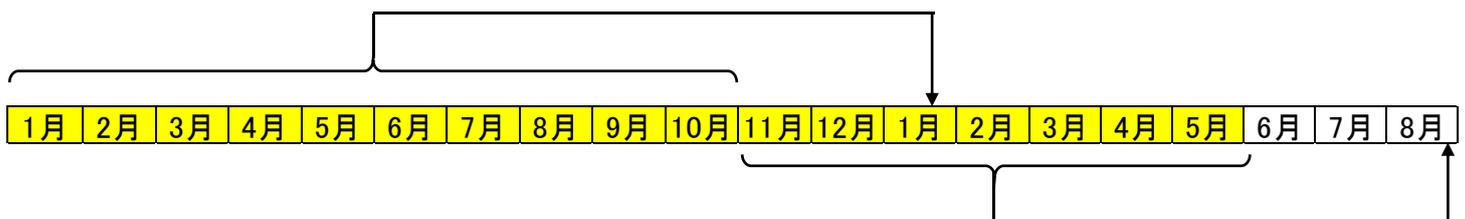
<2020年発行分より>

①毎年1月発行・・・前年1月から前年10月の診療内容

②毎年8月発行・・・前年11月から当年5月の診療内容

①毎年1月発行

確定申告に利用可(11・12月診療分の領収書を自身で追加)



②毎年8月発行

なお①発行時、11月診療分と12月診療分については、医療機関の請求時期と健保システムへの反映の関係から記載することができません。確定申告にご利用いただく場合は、ご自身で医療機関の領収書に基づき「医療費のお知らせ」に追記するか、別途明細書を作成していただきますようお願いいたします。

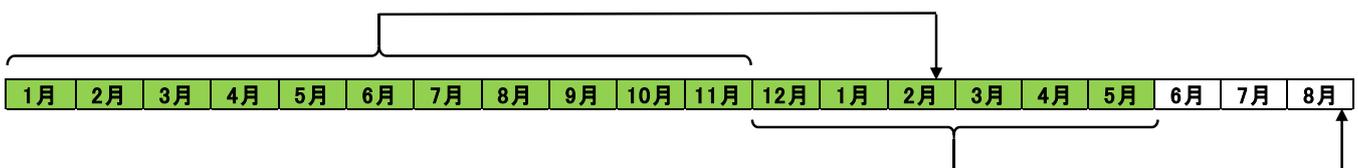
<変更前>

①毎年2月発行・・・前年1月から当年11月の診療内容

②毎年8月発行・・・前年12月から当年5月の診療内容

①毎年2月発行

確定申告に利用可(12月診療分の領収書を自身で追加)



②毎年8月発行

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <http://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>